

全国市長会
決議

令和 2 年 6 月 3 日
第 90 回全国市長会議決定

目 次

新型コロナウイルス感染症対策に関する決議……………	1
東日本大震災からの復旧・復興及び 福島第一原子力発電所事故への対応に関する決議……………	6
国土強靱化、防災・減災対策等の充実強化に関する決議…	10
地方創生の推進・分権型社会の実現に関する決議……………	14
都市税財源の充実強化に関する決議……………	16
行政のデジタル化及び学校教育のICT化の推進 に関する決議……………	18
参議院議員選挙制度改革に関する決議……………	21

新型コロナウイルス感染症対策に関する決議

我が国においては、新型コロナウイルス感染症によって国民生活及び経済活動に甚大な被害が生じている。

国は、国民の生命と健康を護るため、改正新型インフルエンザ等対策特別措置法等に基づき様々な対策に取り組むとともに、補正予算を編成して機動的に経済対策及び各般の支援措置を実施している。

我々都市自治体においては、医療提供体制の確保、小・中学校等の休業・再開、外出自粛等による地域経済の縮小など、様々な課題に直面し、対応に苦慮しつつも、独自の支援策を講じるなど、全力で対策に取り組んでいるところである。

については、都市自治体において、市民が安心して暮らせる日常を取り戻すため、国は、下記事項について適切かつ弾力的な支援を講じること。

記

1. 国と地方の緊密な連携について

新型コロナウイルス感染症対策については、都市自治体は、市民の命と生活を守るため、国の方針等に基づき、感染予防、まん延防止、経済対策等のあらゆる対策を講じているところであるので、関係府省庁・都道府県・市町村等で緊密な連携を図ることができるよう、情報共有等について必要な措置を講じること。

2. 新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の拡充について

新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金については、地域の実情に応じてきめ細やかに必要な事業を実施するため、自由度の高いものとするとともに、地域経済を支えるための所要経費が増大していることから、総額の増額、特に地方単独事業充当分の増額を図ること。

また、配分については、地域経済を支える団体の取組は広範多岐にわたることから、都市自治体の意見を踏まえた配分を行うこと。

3. 必要な物資等の調達について

- (1) マスク、アルコール消毒液等について、引き続き、生産・供給体制を整備・維持するとともに、特に医療機関や介護施設及び教育の現場等のニーズに適切に応えられるよう速やかに必要数を確保し、都市自治体に供給す

ること。

また、都市自治体の必要物資調達等に要する経費については、適切な財政措置を講じること。

- (2) 自然災害の発生に備え、避難所等における感染防止対策等に必要な物資や資材等の供給を確保するとともに、財政措置を講じること。
- (3) 運輸・販売の物流や医療・介護・保育・障害等の福祉サービスの提供体制を維持できるよう必要な対策を講じること。

4. 医療提供体制の確保と財政措置等の充実について

- (1) 医療機関が医療用マスク、アルコール消毒液、感染予防衣等の感染防具や人工呼吸器等の医療用資機材を確保できるよう安定的な供給体制を構築すること。

また、PCR検査の充実をはじめ患者の受入れ先確保など十分な医療提供体制が維持できるよう、病院間の支援ネットワークや臨床検査技師・看護師派遣などの医療人材の確保について、国・都道府県が連携した広域的な支援体制を構築すること。

- (2) 医療機関において、新型コロナウイルス感染患者の受入れの増加に対応するため、必要な資機材や設備の導入及び医療従事者の増員等に要する経費について、新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金の増額を図るなど、十分な財政措置を講じること。

また、病棟の一部の病床を感染患者に充てる場合であっても、院内感染を防ぐために病棟全体を感染症患者専用としており、一般患者の受入れ体制の縮小、風評被害や空床が生じること等による減収のため、病院経営が切迫した状況にあることから、十分な財政措置を講じること。

- (3) 重症・中等症の患者の診療はもとより、軽症患者の入院受入れや帰国者・接触外来等の運営等に対する診療報酬を更に引き上げること。
- (4) 受診抑制による外来患者数の減少・手術の延期等によって、公立病院の経営が圧迫されていることから、地域医療を守る公立病院の安定的経営を確保するべく、必要な財政措置を講じること。
- (5) 簡易検査キットや治療薬、ワクチン等の早期開発及び供給に全力で取り組み、社会的不安の解消に努めるとともに、第2波、第3波に備え、安心・安全な医療体制を構築すること。
- (6) 感染者や治療にあたる医療従事者やその家族、ホテル等自宅以外の療養の場及びその関係者に対する偏見や差別が起きないように必要な対策を講じること。

5. 小・中学校等の休業・再開について

- (1) 児童生徒の学びを保障するため、都市自治体が行うオンライン学習等による家庭学習や分散登校等の取組に対して、十分な人的・財政的支援を講じること。
- (2) 学校の臨時休業に伴い生じた放課後児童クラブや学校教室を活用した子どもの預かり事業に関わる市職員等の長時間勤務に伴う時間外勤務手当、保護者の利用料等の減免に伴う経費等について、十分な財政措置を講じること。
- (3) 保育園の保育料等について、新型コロナウイルス感染症予防のために登園を控えた保育園児等の保護者に対する支援を更に充実すること。
- (4) 小・中学校の修学旅行の実施の可否に関するガイドラインを示すこと。
ガイドラインに基づき修学旅行を延期・中止することとした場合には、国は適切な財政措置を講じること。

6. 地域経済対策について

- (1) 中小企業・小規模事業者、農林漁業者などへの対応

1) 更なる資金繰り支援の強化と迅速な実施

政府系金融機関等による実質無利子・無担保の特別貸付の融資枠の拡大、無利子期間の延長や保証料補助要件の緩和など、更なる資金繰り支援を強化すること。

また、事業者の資金繰り等に重大な支障が生じることのないよう担当人員の増員による審査期間の短縮や手続きの簡素化について引き続き適切に行うこと。

さらに、イベントの自粛要請中とその後の一定期間における既往債務については、返済猶予や融資条件変更に係る手数料の無料化など、中小企業・小規模事業者や農林漁業者等の運転資金の確保等を図ること。

2) 財政支援の強化

著しい経営困難に陥っている中小企業・小規模事業者や農林漁業者等を支援する持続化給付金については、上限額の拡充や売上要件の緩和、手続きの簡素化を行うとともに、それらに必要な予算額を確保すること。

また、緊急事態宣言による休業要請により休業を余儀なくされた事業者に対して、十分な補償を講じること。

3) サプライチェーンを守るための企業の地方への立地促進

建設業や製造業等において、輸入部品や資材等の調達に滞り生産体制に深刻な影響が生じていることから、国内調達が可能となるよう日本で

の代替生産などを行う企業等に対する支援制度を創設するとともに、積極的に地方都市への誘導を図ること。

4) 経営環境の整備支援

経営がひっ迫している中小企業・小規模事業者に対する、家賃、光熱費や社会保険料などの事業用固定費の負担軽減に係る制度を創設するとともに、不当な価格低減の要求が起こらないよう発注企業等への周知・監視体制を強化すること。

また、生産性革命推進事業における持続化補助金等の公募期間の延長や補助率の引き上げなど、更なる見直しを図ること。

さらに、後継者が不在のため廃業を考える事業者も増えていることから、事業承継補助金の拡充を図ること。

5) 都市自治体が独自に実施した対策に係る財政措置

事業者が融資を受ける際の初期負担軽減を図るため、都市自治体が国に先行して実施した信用保証料の助成や利子補給などの補助制度等についても国の補助対象とすること。

また、都市自治体が独自に実施した事業者支援の施策等について、財政措置を講じること。

6) 農林漁業者等への支援の拡充

外食需要・インバウンド需要の減少等により、牛肉・牛乳・花きをはじめとする国産農林水産物の需要減退や価格下落等が顕著であることから、販売促進や需要喚起に係る支援、価格安定対策を拡充すること。

また、労働力の確保、次期作に必要な種子・種苗、生産資材等の安定供給や情報提供、需要減退の影響が大きい畜産・酪農の事業継続の確保など、農林漁業者等が安心して生産活動などを行うことができるよう、万全の対策を講じること。

7) 地域公共交通機関への支援

利用者の減少により影響を受けている鉄道、バス、タクシーなどの地域公共交通機関については、安定経営に向けた積極的な支援を講じること。

8) 外国人労働者の確保等

実習が困難となった技能実習生等に対する雇用維持支援について、現在、一定の条件のもと、特定産業分野への再就職が可能となっているが、地域の現場の状況を踏まえ、要件の緩和等さらに柔軟な対応が可能となるよう雇用維持支援の強化を図ること。

(2) 収束後における経済対策

1) 消費喚起対策の実施

売上等に甚大な打撃を被った観光・運輸業、飲食業、イベント・エンターテインメント業を対象に、GoToキャンペーン事業を行うとしているが、実施に当たっては、都市自治体及び事業者等の現場の意見を踏まえ、イベント開催等に係る支援を行うとともに、風評被害対策を実施すること。

2) 公共事業による景気の下支え

地方においては、公共事業による景気の下支えが必要であることから、道路網の整備、国土強靱化など社会資本整備を強力に推進し、地域経済の活性化を図ること。

7. 雇用調整助成金の拡充等について

- (1) 雇用調整助成金について、一層の周知を図るとともに、窓口相談体制の強化と手続きの簡素化及び速やかな交付を図ること。また、支給上限額及び助成率を更に引き上げ、生産指標要件を緩和すること。
- (2) 新型コロナウイルス感染症が社会にもたらす影響によって就学困難や生活困窮等に陥っている市民を支援するため、国は必要な措置を講じること。

8. 地方財源の確保について

- (1) 令和3年度においては、新型コロナウイルス感染症の影響に伴い、国、地方を通じて、極めて厳しい財政状況となることが見込まれる中、社会保障関係経費など、都市自治体の行政運営に必要な財政需要については、単独事業を含め的確に地方財政計画に反映させ、地方の安定的な財政運営に必要な一般財源総額及び地方交付税総額を確保すること。
また、恒常的な地方交付税の財源不足については、臨時財政対策債によることなく、地方交付税法定率の引上げを含めた抜本的な改革を行うこと。
- (2) 令和2年度の税収見通しは、感染症拡大の影響により減少することが想定され、個別の自治体ごとでも、推計基準税額と課税実績額との間に大きな乖離が生じることが想定されるため、減収補てん債の対象税目を拡大すること。

以上決議する。

令和2年6月3日

全 国 市 長 会

東日本大震災からの復旧・復興及び 福島第一原子力発電所事故への対応に関する決議

東日本大震災から9年が経過し、被災した各自治体が懸命の取組を続ける中、それぞれの被災自治体は復旧・復興の段階に応じた種々の課題に引き続き直面している。

国においては、令和元年12月に「『復興・創生期間』後における復興の基本方針」を閣議決定し、復興庁の設置期間を10年間延長して、引き続き内閣直属の組織とし、その事務を総括する等のため復興大臣を置き、復興事業予算の一括要求などの現行の総合調整機能を維持するとした。復興・創生期間後の令和3年度以降も、被災自治体において地域の実情に応じた被災者の生活再建や地域の復興を進めるためには、復興財源の確保はもとより、復興事業に係る専門的知識を有する人材の確保、予算制度の拡充・強化、柔軟な運用等を図ることが必要である。また、今後新たに顕在化する課題に対しても引き続き国が前面に立って取り組む必要がある。

さらに、東京電力福島第一原子力発電所事故についても、国は、早期収束へ向け、引き続き、事業者と一体となって総合的かつ全面的な責任のもとに全力で取り組むとともに、二度と同様の事故による被害と困難を招かないよう万全の措置を講じなければならない。

よって、国は、被災地の一日も早い復旧・復興を実現するとともに原発事故が早期に収束されるよう、下記事項について特段の措置を講じるよう強く要請する。

記

1. 復旧・復興事業の実態に即した財政支援等について

- (1) 今後、コミュニティの再生など新たなまちづくりの諸課題への対応が重要となることから、被災規模や地域の実情に応じた復興まちづくりを実現するため、復興交付金の柔軟な運用を図ること。また、災害復旧事業並びに震災復興事業に係る震災復興特別交付税等の地方財政措置について、復興事業が完了するまでの間、継続的な措置を講じること。
- (2) 震災発生から時間が経過すること等により、各支援自治体では職員等派遣が困難となる状況が見受けられることから、復興の取組に必要な技術職員等の人材の確保や被災自治体への職員派遣について、引き続き必要な措置を講じること。

- (3) 避難先における十分な支援を継続するため、避難者受入市町村の負担が生じないように十分な財政措置を講じること。
- (4) 災害援護資金貸付制度において、各自治体が当該貸付金に係る債権を免除または放棄することが適当であると判断する場合には、国においても自治体への債権を免除する規定を整備するなど、将来的に被災自治体の財政的な負担が生じることのないよう見直すこと。
また、多くの被災者が本制度を必要としている状況にあることから、令和3年3月31日までとなっている申請期限を延長すること。
- (5) 復興・創生期間後において、すべての被災市町村が地域の実情に応じ、必要な取組を継続して進めることができるよう、新たな交付金制度を創設すること。

2. 被災者の生活再建支援等について

- (1) 東日本大震災等の影響による医療費の増加は、今後も続くことが想定されることから、医療費増加に伴う負担増分として財政支援を継続すること。
- (2) 被災者生活再建支援金については、被災地の実態にかんがみ、上限額や適用範囲の拡大等、総合的な制度の見直しを図ること。

3. 公共施設等の復旧支援について

- (1) 復興道路や復興支援道路等については、財源を十分確保し、整備方針に基づく着実な事業実施により、早期に全線開通を図ること。
- (2) 復興を加速させていくため、鉄道事業者とも連携し、線形改良や道路との立体交差等による高速化など、鉄道の基盤強化と利便性向上を図ること。
- (3) 港湾関係予算を確保し、湾口防波堤の整備促進を図るとともに、真に必要なふ頭用地の造成や岸壁整備など、港湾機能の強化を図ること。
- (4) 被災地において統一して遠隔自動化した水門や陸閘及び適切な避難行動を誘導するための避難路の維持管理費について、交付税措置などの財政支援を講じること。

4. 政府主催の東日本大震災追悼式の継続について

東日本大震災の追悼式については、復興・創生期間後も引き続き政府主催により継続すること。

5. 福島第一原子力発電所事故への対応について

- (1) 原発事故の早期収束を成し遂げるため、除染・放射線モニタリングなど

原発事故由来の事業については、引き続き、国の責任において、全額国費負担により強力に推進すること。

- (2) 放射性物質汚染廃棄物の管理・中間処理・最終処分などの処理のプロセス及び中間貯蔵施設・最終処分場の設置等について、国が主体的に責任を持って住民に説明し、その推進を図ること。

また、基準を超える廃棄物の処理及び必要な施設の管理について、国が迅速に責任を持って対応すること。

なお、除去土壌等の輸送に当たっては、関係機関と連携し、地域の実情に応じた道路改良や補修など必要な道路・交通対策を実施すること。

- (3) 福島第一原子力発電所の廃炉・汚染水対策については、事業者任せることなく国が前面に立ち、確実に完遂すること。

- (4) 原発被災地の都市自治体が放射性物質対策に要した経費及び財物損害等については、国及び事業者の責任により完全賠償すること。

商工業等に係る営業損害については、一括賠償による対応が取られてきたところであるが、損害が継続して発生している場合においては、適切に賠償するよう東京電力を強く指導すること。

また、農林水産業に係る営業損害についても、依然として出荷制限や風評被害により厳しい状況に置かれていることを踏まえ、十分な賠償を確実に継続するよう東京電力を強く指導すること。

- (5) 原発事故により影響を受けている避難者を含めたすべての被災者の健康の確保、特に子ども及び高齢者等の心と体のケアや学校現場での対応について人的及び財政支援を講じること。

- (6) 原発事故による人口移動に伴う公立病院の経営悪化に対して自治体が行っている多額の財政支援に係る財政措置を講じること。

- (7) 避難者の早期帰還を促進するため、不足する福祉・介護及び保育・子育て分野の人材確保に向けた財政措置など必要な支援策を講じること。

6. 原子力災害からの復興・再生について

- (1) 被災地における地域経済の活性化と安定した雇用を創出するため、地域産業の中核を担う人材の育成や企業誘致につながる施策に係る財政措置の拡充等を図ること。

- (2) 「原子力災害により影響を受けた地域」とのイメージから生じる農林水産物などの各分野の風評被害を解消するため、国内外に対し放射線に関する正しい知識の啓発及び風評被害払拭に向けた積極的な広報を行うこと。

- (3) 風評被害の影響等により落ち込んだ観光客の回復を図るため、広報・P

- Rに対する支援、教育旅行の再生、さらには、観光地の整備などハード・ソフト一体となった観光施策を推進すること。
- (4) 福島・国際研究産業都市（イノベーション・コースト）構想並びに福島新エネ社会構想の実現に向けて、国及び関係地方自治体等が一体となって具体的な取組を推進し、新産業の集積と雇用創出を強力に支援すること。
 - (5) 原発被災地における鳥獣被害については、野生鳥獣肉の出荷制限に起因する狩猟者の減少等により、その被害が深刻化していることから、電気柵の設置等の被害防除や緩衝地帯の環境整備など被災地における鳥獣被害防止対策を充実するとともに、広域的な視点から国・県が連携して支援すること。
 - (6) 放射能に関する国民の正しい理解を促進するため、例えば高等学校の入学試験に放射能に関する出題を行うなど、教育の現場において幅広い角度からより実践的な取組が行われるよう努めること。

7. 原子力安全・防災対策の充実について

- (1) 福島第一原子力発電所事故の徹底した検証に基づき、いかなる場合においても原子力発電所の安全が確保できるよう万全の対策を講じるとともに、新規制基準に基づく適合評価について、厳格なる審査のもと、結果を分かりやすく説明すること。
また、新規制基準については、不断の改善に取り組むこと。
- (2) 関係地方自治体が策定する地域防災計画及び避難計画の実効性を高めるため、都市自治体だけでは解決が困難な課題について、国・県等が連携して支援すること。さらに、原子力防災対策の拡充強化に伴う財源を確実に措置し、速やかな事業実施に配慮すること。

以上決議する。

令和2年6月3日

全 国 市 長 会

国土強靱化、防災・減災対策等の充実強化に関する決議

我が国は、その自然条件から、地震、津波、台風、豪雨、火山噴火、豪雪、竜巻など、これまで数多くの災害に見舞われてきた。昨年においても、8月の前線に伴う大雨による水害や、令和元年房総半島台風に伴う風害や停電、令和元年東日本台風及び台風21号に伴う風水害など、大規模な災害が頻発しており、住民生活に深刻な影響を及ぼしているだけでなく、地方創生の取組等にも影を落としているところである。

現在、被災した自治体においては災害復旧・復興に向けた取組を進めているほか、都市自治体においては、様々な防災・減災対策の充実強化に取り組んでいるが、今後も気候変動に伴う降水量の増加や、南海トラフ地震や首都直下地震等の大規模災害の発生も懸念されていることから、これらの災害による被害を可能な限り抑止し、住民の生命と財産を守り、地方創生の取組等を進めていくため、国土強靱化及び防災・減災に向けた取組をより一層進めていくことが急務となっている。

また、インフラの維持管理を適切に行うことにより、防災効果を高めることができるが、都市自治体の財源は限られており、必要となる点検や維持修繕の実施に支障が生じていることから、老朽化対策も推進する必要がある。

よって、国は、国土強靱化、防災・減災対策及び被災地の復旧・復興に向けた支援の充実強化を図るよう、下記事項について、迅速かつ万全の措置を講じられたい。

記

1. 国土強靱化に向けた取組の充実強化について

- (1) 近年頻発する大規模災害にかんがみ、強靱な国土づくりを強力かつ継続的に進めるため、令和2年度までとなっている「防災・減災、国土強靱化のための3か年緊急対策」について、老朽化対策等も対象とするなど対象事業を拡大のうえ、当初予算において、通常予算とは別枠で必要な事業費を確保し、令和3年度以降も継続すること。
- (2) 道路、河川、砂防、上下水道等の社会資本整備を地方においても集中的に推進するため、防災・安全交付金、社会資本整備総合交付金等を確保するなど、国土強靱化と防災・減災対策を加速するための財源を十分確保すること。

また、事業年度が令和2年度までとされている緊急防災・減災事業債、防災・減災・国土強靱化緊急対策事業債及び緊急自然災害防止対策事業債については、引き続き防災・減災対策を充実強化させることが必要である

- ため、対象事業を拡大する等の地方財政措置の拡充を図るとともに、令和3年度以降も継続的に災害対策事業を実施できるよう期限を延長すること。
- (3) 災害時においても物資等を運搬できるよう、高規格幹線道路網のダブルネットワーク化、暫定2車線区間の4車線化等の道路ネットワークの機能強化、無電柱化等の実施による災害に強い道路整備を実現すること。

2. 生活・経済を支え、安全・安心を確保するためのインフラの機能確保について

橋梁、トンネル、河川施設、下水道、公園、港湾施設等の構造物のうち、機能に支障が生じる可能性があり、早急に措置を講ずべき施設については、短期集中的な対策及び安全性の確保に必要な予算を確保すること。

また、インフラの予防保全への本格転換を促進するため、都市自治体が管理する膨大な量の構造物のみならず、国や県等が管理する構造物について、適切に点検、維持管理・更新することができるよう、インフラ整備の予算とは別枠で、必要となる財源を継続的かつ十分に確保すること。

3. 地震・津波・火山噴火対策の充実強化について

- (1) 国と地方が連携して地震対策に取り組んでいくために、地域の実情を十分配慮のうえ、「国土強靱化基本計画」、「南海トラフ地震防災対策推進基本計画」、「首都直下地震緊急対策推進基本計画」等の諸計画を着実に推進すること。

また、国土強靱化基本法に基づき都市自治体が策定する国土強靱化地域計画について、気候変動や社会情勢に応じて柔軟な計画策定・改定ができるよう財政措置を講じること。

- (2) 津波対策等として、防潮堤や水門などの津波防護施設を早期に整備するとともに、既存の堤防等の耐震化等について財政措置を講じること。

また、被災後の物流網の早期復旧や膨大な災害廃棄物の迅速な処理等のため、ガントリークレーンの整備等、港湾施設の充実強化を図ること。

- (3) 火山噴火による被害を最小限とするため、監視・観測体制の充実強化を図るとともに、国及び都道府県の主導による広域的な組織体制の構築や、実践的な防災対策、風評被害対策を講じること。

4. 台風・豪雨・雪害対策の充実強化について

- (1) 「防災・減災、国土強靱化のための3か年緊急対策」に基づく河川合流部等の堤防強化策や堤防かさ上げ等に係る取組を加速化・深化させるとともに、河川関係施設等の整備や補修等必要な対策が迅速かつ計画的に実施できるよう十分な予算を確保すること。

- また、地方管理河川における維持管理について支援措置を拡充すること。
- (2) 計画規模を超える降雨を想定した内水浸水対策の抜本的な強化を図るとともに十分な財政措置を講じること。また、排水機場の増強、排水ポンプ車の増強などによる排水処理体制の強化措置を併せて講じること。
 - (3) 土砂災害に備えるため、砂防関係施設の重点的な整備や気象観測体制の強化など、ハード・ソフト一体となった総合的な対策を講じるとともに、土砂災害対策の推進について十分な支援措置を講じること。
 - (4) 大規模な災害によるブラックアウト（大規模停電）を回避するため、非常用電源や燃油供給体制の構築、電力系統の増強、さらには地域における電源の分散化など、引き続き電力供給の強靱化を図ること。

また、停電発生時においては、被害状況及び復旧の見通しを迅速かつ的確に情報発信を行うとともに、早期の復旧に向けた体制が確保されるようにされたい。

- (5) 近年の豪雨災害を踏まえ、住民の自主的な避難行動につながるよう、河川監視カメラの増設や地方自治体による適時的確な避難勧告等の発令に資する災害予測システムなど新たな技術を活用した住民の目線に立った防災情報提供方法の開発などハード・ソフト面の充実強化を図るため、大幅な予算の拡充など必要な措置を講じること。
- (6) 大雪時の道路交通を確保するため、都市自治体の道路除排雪経費に係る財政措置に万全を期すとともに、将来にわたり持続的に除排雪体制が確保されるよう除雪オペレーターの確保・育成支援に取り組むこと。

また、人口減少、高齢化の顕著な豪雪地帯における共助による雪処理の担い手確保や安全な屋根の雪下ろしの体制づくりなどを積極的に支援すること。

5. 防災・減災対策の充実強化について

- (1) 平常時の予防対策から応急対策、復旧・復興対策を総合的に推進する広域ブロックの中核的な防災拠点となる「基幹的広域防災拠点」を、国の責任において全ブロックに早期に整備すること。
- (2) 災害対策の中心的施設としての機能を有する庁舎や避難施設等については、建替えや耐震補強を図るための十分な財政措置を講じること。
また、公共施設等適正管理推進事業債については、地域の実情に合わせた柔軟な制度とすること。
- (3) 災害時の緊急避難場所や避難所として指定されている学校体育館等について、空調設置等の環境整備のために必要な財政措置を講じること。
- (4) 災害に強い情報通信インフラを構築するとともに、災害に関する的確な情報を多様な手段で提供するなど、被災エリアのすべての人々の命を守る

行動を支援する仕組みの充実強化に努めること。

- (5) 災害発生時における広域的かつ機動的な危機管理体制を確保するため、国は、TEC-FORCE等の迅速な派遣及び支援を実施するとともに、平常時から自治体とホットラインを確立するなど、地方との連携強化に努めること。また、被災地支援の強化に必要な地方整備局等の人員・資機材等を確保するなど、災害対応のための組織体制の充実及び機能の強化を令和3年度以降も継続的に図ること。
- (6) 国においては、地方と連携を図りながら、防災能力向上のための危機管理研修や、ハザードマップ等を活用した実践的な防災訓練等の充実強化を図ること。
- (7) 現行の水害におけるり災判定について、被害の実態に即し、かつ迅速な判定が可能となるような判断基準の設定を検討すること。

6. 被災地支援の充実強化について

- (1) 被災地の早期復旧を図るため、被災自治体の実情を踏まえた、人的・財政的な支援を積極的かつ継続的に講じるとともに、被災者の生活再建への支援や、災害廃棄物処理の支援など、被災地の一日も早い復旧・復興のために必要な支援の充実強化を図ること。
- (2) 被災自治体への支援を効果的に行うため、支援物資の提供、職員派遣、避難先確保等の地方自治体間の支援について、災害救助法及び関係する諸制度に位置づけたうえで、幅広く財政措置を講じること。
- (3) 被災自治体において、復旧・復興を担う技術職員等の専門人材が不足していることから、必要な人材確保や被災自治体への職員派遣について、引き続き必要な措置を講じること。
- (4) 被災した施設等を、従前よりも災害に強い構造で復旧できるよう、改良復旧事業の積極的な推進を図ること。また、現行構造基準へ適合した復旧を災害復旧事業とすることを認め、さらに、改良復旧事業の要件緩和を行うなど、地域の実態を踏まえた制度改正を図ること。
- (5) 災害救助法に基づく住宅応急修理制度において、水害による応急修理の審査事務の簡素化や制度の対象範囲について、現場の実態に即した見直しを図ること。

以上決議する。

令和2年6月3日

全 国 市 長 会

地方創生の推進・分権型社会の実現に関する決議

我々都市自治体は、かねてより地域の実情に応じた少子化対策や地域活性化策を実施し、主体的に人口減少対策に取り組んできており、また、近年ではそれぞれの地方版総合戦略等に基づき、地方の創意工夫を活かした施策に鋭意取り組んでいるところである。

地方創生を実現するためには、個々の自治体や一地方の取組だけでは限界がある。そのため、国における実効性のある政策の下、国・都道府県・市町村等が相互に連携を図りながら、様々な課題に一体となって積極的に取り組むことが重要である。

国においては、第2期「まち・ひと・しごと創生総合戦略」に基づき、将来にわたって活力ある地域社会の実現のため、少子化対策の強化、関係人口の創出、安心して働ける環境の実現などに取り組んでいるところであるが、東京一極集中の是正に向けては、新型コロナウイルス感染症の感染拡大の状況や大規模災害のリスクも踏まえ、政府関係機関や企業の地方移転の推進、テレワーク等リモート化の拡大など、社会変化を見据えた施策を更に推進すること。

また、A I等の先端技術については、人口減少が進む地方においてこそ、様々な分野で課題を解決するツールとして活用できる可能性が高いため、日本全国でS o c i e t y 5.0 が実現できるよう、5 G・光ファイバ等のI C Tインフラ整備を推進するとともに、専門技術者やノウハウが不足する都市自治体に対する必要な支援を行うこと。

さらに、自治体が地域の実情に応じた息の長い地方創生の取組を自主的・主体的に継続して実施できるよう、地方財政計画のまち・ひと・しごと創生事業費を継続・拡充するとともに、地方創生推進交付金等の所要額確保と運用の一層の弾力化を図ること。

地方分権改革については、都市自治体の発意に根ざし、国と地方が協力して住民サービスの充実に取り組む提案募集方式を活用し、義務付け・枠付けの見直しや権限移譲等を更に進めること。特に、福祉分野の「従うべき基準」については、地域の実情に応じた施設の設置や運営に多くの支障が生じていることから、速やかに廃止または「参酌基準化」すること。

また、現在、地方分権改革の今後の方向性についての検討が行われているが、提案募集方式の見直しに当たっては、地方の意欲と知恵を十分活かせるよう制度を拡充すること。

第 32 次地方制度調査会において、人口減少が深刻化し高齢者人口がピークを迎える 2040 年を見据えた圏域における地方公共団体の協力関係などの地方行政体制のあり方について調査審議を進めるに当たっては、住民に最も身近な基礎自治体の意見を十分に踏まえること。

以上決議する。

令和 2 年 6 月 3 日

全 国 市 長 会

都市税財源の充実強化に関する決議

今日の地方財政は、超高齢・人口減少社会を迎え、地方創生への取組をはじめ、子ども子育て等福祉・医療・教育の充実、公共施設等の更新・統廃合・長寿命化対策、さらには激甚化する自然災害に備えるための防災・減災対策など、従来にも増して果たすべき役割が拡大し、それに必要となる財政需要は増加する一途にある。

さらに、新型コロナウイルス感染症の影響により、我が国の景気は極めて深刻な状況になると見込まれており、地方財政を取り巻く環境は相当厳しいものになることが想定される。

このような状況の中、都市自治体は、これまでも職員の削減など徹底した行財政改革や投資的経費の抑制により、年々増嵩する社会保障関係費を捻出してきたが、このような方法による行財政改革は限界まできている。

我々都市自治体が超高齢・人口減少社会においても自主的・主体的かつ安定的に行財政運営を行うことができるよう、基幹税の拡充を中心に税源の偏在性が小さく税収が安定的な地方税体系を構築するなど、都市税財源の充実強化を総合的に図っていくべきである。

（地方一般財源総額の確保）

令和3年度においては、新型コロナウイルス感染症の影響に伴い、国、地方を通じて、極めて厳しい財政状況となることが見込まれる中、社会保障関係経費など、都市自治体の行政運営に必要な財政需要については、単独事業を含めた確に地方財政計画に反映させ、地方の安定的な財政運営に必要な一般財源総額及び地方交付税総額を確保すること。

また、恒常的な地方交付税の財源不足については、臨時財政対策債によることなく、地方交付税法定率の引上げを含めた抜本的な改革を行うこと。

（新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の拡充）

新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金については、地域の実情に応じてきめ細やかに必要な事業を実施するため、自由度の高いものとするとともに、地域経済を支えるための所要経費が増大していることから、総額の増額、特に地方単独事業充当分の増額を図ること。

また、配分については、地域経済を支える団体の取組は広範多岐にわたることから、都市自治体の意見を踏まえた配分を行うこと。

（新型コロナウイルス感染症対策に係る地方財源の確保）

令和2年度の税収見通しは、感染症拡大の影響により減少することが想定され、個別の自治体ごとでも、推計基準税額と課税実績額との間に大きな乖離が生じることが想定されるため、減収補てん債の対象税目を拡大すること。

（地方交付税の算定の充実）

基準財政需要額の算定に当たっては、個別の都市自治体の実態をより適切に反映したものとなるよう、算定の充実を図ること。

また、地方財政計画で計上された経費が、個別の都市自治体にどのように算定されたのか、算出の考え方を分かりやすくかつ明確にすること。

（固定資産税の確保）

固定資産税（土地、家屋及び償却資産）は、市町村が提供する行政サービスと資産の保有に着目して応益原則に基づき課税する基幹税であるため、国の経済対策に用いるべきではない。

（ゴルフ場利用税の現行制度の堅持）

ゴルフ場利用税については、税収の7割が交付金としてゴルフ場所在市町村に交付され、ゴルフ場関連の財政需要に対応するとともに、特に財源に乏しい中山間地域の市町村にとっては貴重な財源となっている。ゴルフ場利用税に代わる恒久的かつ安定的な財源はあり得ず、市町村の財源確保のためにも現行制度を堅持すること。

（国庫補助金等の補助単価等の適正化）

国庫補助金等については、都市自治体の新たな発想や創意工夫を活かせるよう、地域の実情を踏まえて補助金の自由度を高め、要件の緩和や手続の簡素化を図るとともに、補助単価等について実態に即した見直しを行い、そのために必要な予算額を確保すること。

以上、国においては、都市自治体が果たしている役割とその現場の実態を十分踏まえ、都市税財源の充実強化を図るよう強く求める。

以上決議する。

令和2年6月3日

全 国 市 長 会

行政のデジタル化及び学校教育のICT化の推進 に関する決議

我が国では、今後、人口減少と高齢化が深刻化していく中で生じる変化・課題に対応するとともに、大規模災害や感染症等のリスクにも的確に対応し、持続可能な行政サービスを提供していくことが求められている。

これらに対応するため、国・地方を通じた行政手続きのデジタル化の推進や、地方自治体の情報システムの標準化、AI等の最先端技術の活用による住民の利便性向上の実現など、Society 5.0における技術の進展を最大限活用し、デジタル・ガバメントを実現することで、新たな時代にふさわしい環境を整えることが喫緊の課題である。

一方、GIGAスクール構想については、都市自治体は、すべての児童生徒に1人1台端末環境を整備し、令和時代のスタンダードを享受できるよう、学校のICT化をさらに加速させているところである。しかし、端末・校内ネットワーク整備に係る財政負担の増加やICT教育に係る人材不足等の様々な課題に直面し、対応に苦慮している。

よって、国においては、都市自治体における行政のデジタル化及び学校教育のICT化の推進のため、下記事項について特段の措置を講じるよう強く要請する。

記

1. 行政のデジタル化の推進について

- (1) マイナンバー制度は、公平・公正な社会保障制度や税制の基盤であるとともに、行政手続きがデジタル化されることにより、国民の利便性向上や行政の効率化が実現し、特に災害時等の住民支援においては、迅速な対応が可能となることから、国民に正確な情報を提供しながら利用の促進を図ること。

また、マイナンバー制度を円滑に進めるため、制度の安全性や信頼性について、丁寧かつ十分に説明するなど、国民への周知徹底等を図るとともに、マイナンバーカードの普及促進のための必要な措置を講じること。

- (2) 各都市自治体における情報システムについては、各自治体における重複投資をなくし、自治体行政のデジタル化に向けた基盤を整備する観点から、住民記録システム等、共通性の高い分野においては、国が主導の下、財政

措置も含め、情報システムの標準化を推進すること。

また、標準化された情報システムに円滑に移行できるようにすることが重要であることから、法制化も含めた推進方策について十分な検討を行うこと。

- (3) A I 等を利用した行政処理システムの展開や施策については、共通性の高い業務を中心に国において実用化し、全国展開が図られるよう必要な措置を講じること。

その際、離島や中山間地域など条件不利地域における通信基盤が確実に整備され、都市と地方の基盤整備格差が生じないよう万全の措置を講じること。

また、地方自治体の職員の I C T リテラシーの向上を図るため、I T 人材の育成・確保に対する必要な支援を行うこと。

2. G I G A スクール構想の実現について

- (1) ネットワーク環境整備について

1) 公立小・中学校等のネットワーク環境整備については、多くの都市自治体において申請額と交付決定額が大きく乖離する状況が生じていることから、実態を精査のうえ、国の基準単価の見直しを行うこと。

2) ネットワーク環境整備を計画的に行うことができるよう、予算の繰越等、柔軟な対応を認められたいこと。

- (2) 端末整備について

1) 公立小・中学校等の端末整備については、端末の保守、初期設定、予備端末に係る費用についても補助対象とされたいこと。

2) 都市自治体が有償で購入する学習用ソフトウェアやセキュリティシステム等の導入に係る経費について財政支援を講じるとともに、国において無償の学習用ソフトウェアの充実を図ること。

- (3) I C T 教育人材の配置の充実等について

1) I C T 支援員については、公立小・中学校等 4 校に 1 人とされている配置水準を引き上げるとともに、財政措置を拡充すること。また、地域によっては人材確保が困難であることから、国において I C T 関連事業者に協力を要請する等により人材を確保すること。

2) I C T 活用教育アドバイザーについては、各都道府県に 1 人配置するとされているが、更なる増員を図ること。

3) I C T 活用に関する教員研修等に要する費用について、必要な財政措置を講じること。

(4) 国と地方の連携について

- 1) 具体的な機器や活用事例など、都市自治体がGIGAスクール構想を実現するために必要な情報を引き続き迅速かつ適切に提供すること。
- 2) GIGAスクール構想の実現のためには、地域の実情に応じた支援制度を構築する必要があることから、国・都道府県・市町村が緊密に意見交換できる体制を構築すること。

(5) ICT環境の維持・改善等に係る財政措置について

児童生徒1人1台端末及びネットワーク環境の整備後における学校のICT環境の維持・改善に必要な経費については、交付・不交付団体を問わず、すべての団体において的確に対応することができるよう、国の責任において必要な財政措置を継続して講じること。

特に、端末については、紙の教科書と同一の内容である学習者用デジタル教科書と一体となるものであり、現在、全額国費で負担している紙の教科書と同様、全額国費負担とされたいこと。

以上決議する。

令和2年6月3日

全 国 市 長 会

参議院議員選挙制度改革に関する決議

二院制を採る我が国において、参議院では、憲法制定以来、都道府県を単位として代表が選出され、地方の声が国政に反映されてきた。

現在の我が国において、急激な人口減少に歯止めをかけ、大都市圏への過度な一極集中を是正する地方創生への取組は喫緊の課題となっており、地方の活性化を図るためには、全国各地域の声を、国政に直截的かつ確実に反映させることが重要である。

令和元年7月に行われた合区による2度目の参議院議員選挙においては、合区の鳥取、島根、徳島、高知の4県で、徳島県が全国最低の投票率38.59%を記録するとともに、前回最下位だった高知県を除く鳥取、島根、徳島の3県は過去最低の投票率を更新する結果となっており、合区の導入は、新たな不均衡として投票意欲の低下を招いていると言わざるを得ない。

また、この選挙では、比例代表選挙に特定枠制度が導入されたが、合区の有権者が求めている都道府県を単位とした選出を確保できる制度ではなかった。都道府県の果たしてきた民主主義のユニットとしての役割に注目して、参議院に衆議院とは異なる地域代表としての性格と役割を与え、都道府県単位で集約される意思を国政に反映させることは、一票の価値の平等に劣ることのない重要な意義と効果がある。

次回の参議院議員通常選挙までには、合区を根本的に解消し、都道府県単位による選挙により代表が国政に参加することが可能な選挙制度が構築されるよう強く求めるものである。

以上決議する。

令和2年6月3日

全 国 市 長 会